

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 12 月 31 日 (土) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限 (畜産課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 904 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年鹿 児 島 県 規 則 第 83 号）第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 区 域 を 定 め、家 畜 及 び 物 品 の 移 動 及 び 区 域 外 へ の 移 出（以下「搬出」という。）を制限する。

なお、令和4年12月21日鹿 児 島 県 告 示 第 887 号 の 2（高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限）は、廃止する。

令 和 4 年 12 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 移 動 の 制 限

- (1) 移動を制限する区域
阿久根市及び出水市（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
- (2) 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (3) 移動を制限する物品
病原体を広げるおそれがある物品
- (4) 移動を制限する期間
令和4年12月31日から当分の間

2 搬 出 の 制 限

- (1) 搬出を制限する区域
阿久根市、出水市及び長島町（それぞれ次の図に示す部分に限る。）
- (2) 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (3) 搬出を制限する物品
病原体を広げるおそれがある物品
- (4) 搬出を制限する期間
令和4年12月31日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿 児 島 県 農 政 部 畜 産 課 及 び 北 薩 地 域 振 興 局 農 林 水 産 部 農 政 普 及 課 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。）